

西宮市大腸がん検診のクーポン券交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱（平成30年3月28日健発0328第20号厚生労働省健康局長通知）に基づいて、受診勧奨及び西宮市（以下、「市」という。）が特定の年齢に達した対象者に実施する大腸がん検診（以下、「検診」という。）について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 検診の受診日において市の住民基本台帳に登録されている市民であって、当該年度4月1日時点で55歳である者（以下「対象者」という。）とする。ただし、この検診以外の検査によることが望ましい者については、診療を優先とし、受診をさせないものとする。

(市外居住者の特例受診)

第3条 検診の受診日において、市外に住所を有する前条に該当する年齢の者で、特別な事情により受診させる必要があると西宮市長が認める者（以下「特例対象者」という。）については、市が実施する検診を受診する事ができる。

(クーポン券の送付)

第4条 市は、第2条の対象者に対して、大腸がん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）を送付する。

2 クーポン券の対象者として全額公費負担で検診を受診することができるのは当該年度3月31日までとする。

(検診内容及び実施方法)

第5条 検診内容及び実施方法は、市の「健康増進法に基づく各種検診・健康診査実施要綱」及び「健康増進法に基づく各種検診・健康診査実施要領」に準ずる。

(郵送方式での実施方法)

第6条 大腸がん郵送方式検診（以下「郵送方式検診」という。）については、検診希望者に検査キットを送付・回収、結果通知発送、検診未受診者への受診勧奨、要精密検査者へのフォローを実施機関に委託する。

(検診の費用)

第7条 第2条の対象者及び第3条の特例対象者は、次項に規定する本人確認を受けた後、全額公費負担で検診を受診することができる。

2 実施機関は、当該対象者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証等）で、対象者確認を行うものとする。

(規定外事項)

第8条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から改正して施行する。